

< 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）重要事項説明書 >

1. 事業者（法人）の概要

- (1) 名称 医療法人社団 うしお会
- (2) 代表者 理事長 日浅匡彦
- (3) 所在地 〒656-0446
兵庫県南あわじ市八木寺内 1147 番地
- (4) 連絡先 TEL 0799-42-6188
FAX 0799-42-6019

2. 事業所（ご利用施設）の概要

- (1) 種別 認知症対応型共同生活介護
- (2) 名称 グループホーム おのころ
- (3) 責任者 (管理者) 山川明美
- (4) 所在地 〒656-0446
兵庫県南あわじ市八木寺内 1140-6
- (5) 連絡先 TEL 0799-42-7360
FAX 0799-42-7301
- (6) 開設年月 平成17年5月1日
- (7) 保険事業者指定番号
2871700676

3. 事業所の目的及び運営方針

- (1) 目的
利用者の人格を尊重し、その有する能力に応じ、家庭的な環境の中で、可能な限り自立した日常生活が出来るよう支援を行う。
- (2) 運営方針
 - ・利用者の人格、及び今までの生活習慣を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、個別の介護計画を作成することにより、必要とする適切なサービスを提供する。
 - ・利用者及び、その家族に対し、サービスの内容、及び提供方法等についてわかりやすく説明する。
 - ・適切な介護技術をもって、サービスを提供する。
 - ・常に、提供したサービスの質について管理・評価を行う。
 - ・看護師が、利用者の健康管理を定期的に行う。
 - ・利用者の体調が重度化した場合には、原則として医療機関で対応する

4. 建物・居室・設備等の概要

- (1) 敷地概要 999㎡
- (2) 建物概要 鉄骨造2階建 延床面積 639.8㎡
- (3) 居室概要 全個室 計18室（9室×2ユニット）
居室の広さ 10～11㎡

- (4) 設備概要 自動火災報知設備、誘導灯、消火器、スプリンクラー設備
エレベーター、浴室 等

5. 介護保険・社会福祉事業者 総合保険

(1) 損害賠償責任保険等、加入先

あいおい損害保険株式会社

(2) 保険適用範囲及び補償範囲

サービスの提供に当たって万が一事故が発生し、契約者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に重大な過失がある場合、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

利用者の故意または重過失により、居室または備品等につき通常の保持・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は契約者または、その代理人が負担します。

6. 職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご契約者に対して、サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	保有資格	常勤	非常勤	兼務
①管理者	介護福祉士、介護支援専門員	1		②兼務
②計画作成 担当者)	介護支援専門員 (ケア・マネジャー)	1		③兼務
③介護従事者	介護福祉士	14(内兼務 1)		
	無資格	2	1	

7. 勤務態勢

◆ 1ユニット（定員 9 名に対して）

- (1) 日勤 3名（早出・7:00～ 通常・8:30～ 遅出・11:00～ 各 1名）
(2) 夜勤 1名（ 17:00～ ）

8. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会

午前 9:00 ～ 午後 8:00 の間に、お願い致します。
また、面会簿には必ずご記入下さい。

(2) 外泊・外出

事前に日程等を、お知らせ下さい。

(3) 喫煙

当施設及び敷地内は、全面禁煙となっております。
御理解ご協力の程お願い申し上げます。

(4) 金銭・貴重品等の管理

原則として利用者本人、または利用者代理人（ご家族、親族等）の方が、
保管・管理して下さい。

※ 紛失・破損等の場合、責任は負いかねます。

(5) 禁止事項等

営利行為、賭博行為、宗教活動、政治活動、その他危険行為、煽動行為は、固く禁止致します。その他、管理者が不適切と認めた行為についても、禁止致します。

9. サービスの内容

個人の能力、ペースに応じた介助を目標とします。

- ① 入浴（清拭）に関する介助
- ② 排泄に関する介助
- ③ 食事に関する介助、準備
- ④ 着脱衣等に関する介助
- ⑤ 日常生活上の介助
- ⑥ 日常生活の中での機能訓練
- ⑦ 相談援助等

10. 認知症対応型共同生活介護計画の作成

契約者の心身の状況・希望、及びその置かれている環境を踏まえて、契約者及びその代理人と、介護従事者との協議の上、援助の目標・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

11. 利用料金

(1) 介護保険・給付対象外（1日あたり）

☆ 住居費	1,000円	
☆ 食材料費	1,500円	実費精算となります。
☆ 水道光熱費	900円	実費精算となります。
☆ 寝具リース代	200円	(クリーニング代は別途)
その他、おむつ・理美容・医療費・化粧品・嗜好品等は実費となります。		

(2) 介護保険・自己負担額（1日あたり）

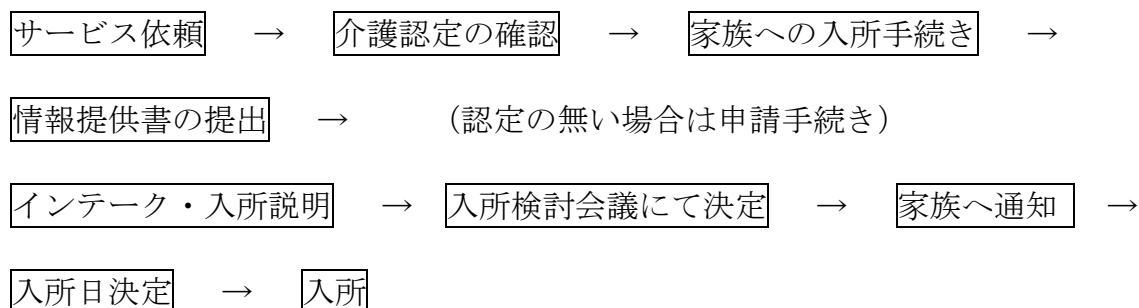
☆ 要支援	2	749円
☆ 要介護	1	753円
☆ 要介護	2	788円
☆ 要介護	3	812円
☆ 要介護	4	828円
☆ 要介護	5	845円

★ 医療連携加算 37円（1日あたり）

1. 八木病院に勤務する看護師が、原則として毎週火曜と金曜の午後から入所者の健康管理を行う。体調不良等の入所者が発生した場合は随時訪問し管理を行う。
2. 1以外の時間帯において、入所者に医療が必要となった場合、八木病院は24時間いつでもグループホームおのころからの連絡を受ける事が出来る体制をとる。(内線641または330)

- ★ 協力医療機関連携加算 1000円/月
 1. 入居者等の病状が急変した場合において、医師または看護師が相談対応を行う体制を常時確保している。
 2. 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。
- ★ 退去時情報提供加算 2500円/回
 1. 医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所の同意を得て、心身の状況や生活歴を示す情報提供した場合に、入所者1人につき1回限り算定。
- ★ 高齢者施設等感染対策向上加算 100円/月
 1. 協定指定医療機関（八木病院）との間で新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。
 2. 感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している。
- ★ サービス提供体制強化加算 22円（1日あたり）
- ★ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 18.6%
- ★ 初期加算 30円（1日あたり）
 1. 初期加算は入居した日から起算して30日間のみ
 2. 30日を超える病院へ入院後に再入居した場合

12. サービス提供の手順



13. 入居者制限

入居が可能であるのは、「要支援2」以上の被認定者であり、かつ認知の状態にあること。

14. 契約の解除

- ①要介護認定更新にて、契約者が自立もしくは「要支援1」と認定された場合。
- ②契約者、又は事業者が、本契約の解除を通告し予告期間（1週間）を満了した場合。
- ③契約者が、他の介護療養施設への入所が決まった場合。
- ④契約者が、死亡された場合。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者・家族に関する秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た、利用者及び家族に関する秘密を正当な理由無く第三者には漏らしません。 また、秘密の保持義務は、契約終了後も継続します。
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者からの同意を得ない限り、個人情報はいりません。利用者の家族の個人情報についても同様とします。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者は注意をもって管理し、処分に際しても第三者への漏洩を防止します。

16. 家族への連絡

利用者様より要望がある場合、また事業所より確認事項等ある場合は、すみやかに連絡致します。

17. 協力医療機関

- | | | |
|----------|------------------|--------------|
| ① 八木病院 | 南あわじ市八木寺内 1147 | 0799-42-6188 |
| ② 後藤歯科医院 | 南あわじ市榎列松田 710-39 | 0799-42-2113 |

18. 緊急時における対応

利用者の心身の状態に、異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、早急に適切な措置を講じます。

19. 非常災害時の対応

非常災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、避難等の指揮をとります。

20. 拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行ってはならない。やむを得ず、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

21. 事業計画等の閲覧及び情報公開について

事業所の事業計画や財務内容についての資料は、申し出により、いつでも閲覧できます。

また、「介護サービス情報の公表」制度により、インターネットを通じて介護事業所の事業内容等についても下記アドレスで閲覧できます。

◆「介護サービス情報公表センター」

<http://www.espa-shientcenter.org/>

22. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情及びご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

グループホーム おのころ 管理者 山川 明美

受付方法： TEL・FAX・文書、または来所等いずれでも。

・受付時間

毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺22-1 TEL 0799-43-5217 受付時間 8：30～17：15（月曜～金曜）
国民健康保険 団体連合会 (介護保険課)	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 TEL 078-332-5618 受付時間 8：30～17：15（月曜～金曜）

上記の重要事項説明について、確認の証として本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。